

労働者保護ルール改悪反対を求める要望意見書

我が国は、働く者のうち約9割が雇用関係の下で働く「雇用社会」です。この雇用労働者が、安定的な雇用と公正な処遇の下で安心して働くことができる環境を整備することが、デフレからの脱却、日本経済の持続的な成長のためには必要です。

それにもかかわらず、政府内に設置された一部の合議体では、「成長戦略」の名の下に、「解雇の金銭解決制度」や「ホワイトカラー・イグゼンプション」の導入、解雇しやすい正社員を増やす懸念のある「限定正社員」の普及、労働者保護の後退を招くおそれのある労働者派遣法の見直しなど、労働者を保護するルールの後退が懸念される議論がなされています。

こうした現状に鑑み、次の事項を強く要望します。

記

- 1 不当な解雇として裁判で勝訴しても企業が金銭さえ払えば職場復帰の道が閉ざされてしまう「解雇の金銭解決制度」、「限定正社員」制度の普及、長時間労働を誘発するおそれのある「ホワイトカラー・イグゼンプション」の導入などは、行うべきではないこと。
- 2 低賃金や低処遇のままの派遣労働の拡大につながりかねない法改正ではなく、派遣労働者のより安定した直接雇用への誘導と、処遇改善に向けた法改正を行うべきこと。
- 3 雇用・労働政策に係る議論は、ILOの三者構成主義に則って、労働者代表委員、使用者代表委員、公益委員で構成される労働政策審議会で行われるべきであること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年3月13日

大空町議会議長 後藤 幸太郎

【 送 付 先 】

・ 衆議院議長 伊 吹 文 明

・ 参議院議長 山 崎 正 昭

・ 内閣総理大臣 安 倍 晋 三

・ 厚生労働大臣 田 村 憲 久

・ 経済再生担当大臣 甘 利 明

・ 内閣府特命担当大臣（規制改革） 稲 田 朋 美